



しておりません、これ故に消防関係では有線放送設備
土木関係では三王橋架替工事、産業関係では生活改
善センター、教育関係では第三小學校の整備、厚生関係
では保育園のプール建設等が削除されて居ります
これ等は今後献身的努力を以て補助金の獲得、併せて
^起越債等充分に働きかけまして今申し上げました
当初予算に含まれていない事業も強力にやつてゆきたい
と考えておる次第であります
尚都市計画の面につきまして考えられる、加美団地の造
成についてはこの正否が町将来における発展の鍵とな
るのではないかと考えられるので出来る限り積極性を
以て十萬坪の開発に努力し福生町をして理想郷にした
いと考える次第でございます
どうか議員各位におかれましては、私の気持をアとせうれ

東京都西多摩郡福生町役場

町将来のため本予算の御審議を戴きまして本年度当初
予算の成立を乞う願う次第であります
幸い成立の曉には、担当各課、局を篤勵致しまして、住民
の期待に添うよう最善の努力を致しまして悔いなき町の
発展を期したいと思ひます
どうか宜敷御審議戴きまして原案御可決の程御願ひ
申し上げます
一十七番(大久保一郎) 只今町長より昭和三十一年度の施政方針が述べら
れたのですか 細部について各課長より御説明を御願ひ致
します

一議長(高橋孝市) 税務課長かう歳入の關係について説明願ひます
一税務課長(森田猛) 御指名がありましたので歳入の税務關係の分を御
説明申し上げます
皆様新聞等で既に御存じかと思ひますが地方税法の一部

を改正すると言ふことが国会に提案中でありまして、これによりまして多少内容が變つてくると思ひます。が現行法で本予算の歳入を組みましたので、御諒承願ひたいと思ひます。

それらう變る矣と申しますのは、輕自動車税の税率の引上げ、震災ガス税の免税の徹底、これが昭和三十一年度、震災ガス税に於ては、三十一年六月より大きく變るものは、町民税の課税方式が變るわけで、これは昭和三十一年からでございませう。町民税におきましては均等割が三百円所得割が所得税額に対しまして百分の二、納税義務者が六千五百七十名でございまして、この額は均等割が百九十七万一千円、所得割にして一千七十四万一千百三十円となつて居ります。

法人は百八社、前年より十社の増をみて居ります。均等割二千円で所得割が法人税額の百分の八、一となつて居ります。町民税におきましては千六百八十九万五千三百三十円で前年に比べ二百

五十四万余円の増額となつて居ります。

償却資産、交付金、組付金等におきましては前年と同じにのみまして前年度と今年度と対象比較になつて居りまして四百六十九万円ばかり固定資産税に於ては増になつておることになります。

次に輕自動車税でございませう。これに於ては千六百九十五台見込んで居りまして前年より千七百八十九万円の増と言ふことであります。この中で減つた台数はあります。かほとんどが増えて居ります。まして京付の二種が八百円の賦課であります。が自動三輪がちよつと減つて居りましてあとはみんな増えて居ります。

それから町民税は消費税率でございませう。八百九十七万六千円、これは税率が百分の二、一でございまして、ピースを一つ町で買ひますと四月四十銭が町に入つてくると、大体一ヶ月間の小売価額は六百八十九万円、これに千二百ヶ月分八百九十七万六千円と出た誤であります。

次に電気ガス税でありますか電気とガスの組に分かれましてガスの分については本年度より対象になりまして課税している現況であります。電気の方から申し上げますと税率が百分の十でござります。ガスと同じでござります。大体電気の一月の使用量が七百万円と言うふうにしまして年額八百四十万円ガスの分がガス会社の方へ伺いまして聞きまして矣等によりまして算定したものでございまして大体一月に六十万円一年で七十二万円合計九百十二万円と言うふうに算定した訳であります。

次に都市計画税でありますかこれは目的税でございまして、固定資産税の土地、家屋評価額の百分の〇・二パーセントで四百四十二万四千六百円、滞納繰越分を入れまして四百五十二万四千六百円となっております。

次に旧法による税収入でござりますか滞納繰越分として二万

五千円、自転車荷車税一万円、犬税が三十五年度より廃止になりましたのですか滞納繰越分を一万五千円み込込であります。

その他、税務課の所管によりまして督促手数料課税、納税、証明、手数料と臨時運行の許可手数料、それから都税、徴収交付金とあります。他の項目に入って居りまして、前年より多少増になつて居ります。以上簡単でありますか御説明を終ります。

一議長(高橋孝市) 税務課長から歳入についての説明をお願いします。

一税務課長(貫井茂代次) 引き続き歳入面の残ったものを簡単に御説明申し上げます。

第二款の国有提供施設等所在市町村助成交付金については千五百万円、当初予算で計上致しましたのですか、これは三十五年度御承知の通り千八百万円の計画があつたのですか。

目標に^およびて多少減額になつて居ります。三十四年度におきまして千五百七十七万円三十三年度が千七百万円程度と云ふことで最近の最高をみまして九千五百万円を下うないと言ふことで当初予算を千五百万円計上した訳であります。

次に^に地方交付税でありますか地方交付税中並普通交付税の六百万円と特別交付税の百七十万円、これをどんな根拠で計上したかと申しますと、先程税務課長より御説明のありました通り、町税に於て一千六十万円の増額になつて居りますか昨年の基準財政需要額からみまして大体五千四百万円が福生町の基準財政需要額になり、これに対し本年度の一千六十万円の当初予算に於て税収増は最終予算に於ては少くとも千三百万円になるのではないかという見方から千三百万円に対する地方交付税で税収を見るのは七十一パーセントみて

居りますので千三百万円の七十パーセントの九百十万円と言ふものが税収の部として、地方交付税の算定の基礎にみられると言ふことかう、先程申し上げました三十五年度の需要額に對して三十六年度は更に需要額に於ても、後^{ほど}追加更正予算の中にも出てきますか給与改訂昨年十月による伸びが十二パーセント位、福生町としては需要の伸びが出る訳であります。他に負担需要額の伸びを十八パーセントとみて三十パーセントの需要の伸びをみまして、その致しますと千五百万円が需要の伸びが出ると、需要の伸びが千五百万円に対して収入が三十パーセントみて九百十万円差引き六百万円が地方交付税の伸びと云ふふうな関係の基礎をもつて、地方交付税の六百万円を計上したのであります。次に特別交付税の百七十万円につきましては、三十四年度に於て百八十八万三千円、本年度は百九十五万五千円が最近になり納入に

なつておると言うふうなことから三十四年度の百七十八万三千円
に對して来年度も普通交付税のかうみあいを見て百七十
万円は確実ではなからうかと言うことで 合計で七百七十万
円を地方交付税でみた訳です

次に第四款の公営企業及財産収入でありますか これは
ほとんど前年と同じであります この財政収入の積立金
の利子等に於てこれを御説明申し上げますと、基本財産
の積立金、それから、財政需要の調整の積立金、小学、中学
校の積立金の預金の利子であります。細かく申し上げます
と基本財産の積立金の利子が二万一千三百二十円、財政調整
の積立金の利子が二万六千四百七十円、小学校の積立金が一万
二千二十円、中学校が一万二千五百五十円、合計七万二千三百七十
円、積立金の内容は以上申し上げた様な内容でございます。
第五款の分担金及び負担金については三十三万円の増になつて

居りますか これは御承知の通り町立保育園が出来、
それに対するもので児童措置費負担金であります。これは
国が十分の八都が十分の一町が十分の一の負担になつて居
りますのであります

第六款の使用料及手数料は百三十万円程増になつて居りますが
使用料に於て六十万四千二百円の増は町営住宅が昨年三十戸
分出来 それに対する使用料であります。二十八年から
ひきつゞいて町営住宅を建設してまいりまして合計で百八十
戸が現在あります。そのうち昨年出来ました二十戸に
對する増であります。尚つゞこれには総務委員会の方にえ
おはかりしてなんとか改正したいと希望をもちつて居りますのは
教員住宅の使用料でございます。これが九万三千円、これに
對して教員住宅の使用料よりこの教員住宅がある土地の借地料
の方が上まわつていふと言ふような矛盾した点があります

ので色々検討して教員住定の使用料の改訂も必要を必要とするのではなからうかと考えて居ります

手数料においては戸籍の手数料、証明許可の手数料を昨年より増とみて居ります

以上手数料と使用料で百三十万円ばかりが増となる訳です尚国庫支出金でありますか

これは二百六十五万七千九百四十円減になつて居りますか

先程町長かう説明もありましたかこれには昨年初予算において公営住定の建設補助金を三百四十万円組んで居りますか

今年は当初予算に計上いたして居りませんのでそれがための減であります

その他はほとんど変りありません

第八款の都支出金、これにおいて二百五十五万五千五百十四円ほど減になつて居りますか

これは国庫支出金と同じように都営住定の関係は今年に組まなかつたと言ふこと、それから

又都市計画の補助が本年度は計上しないと云ふことで大体大差はありません

次に第九款の寄附金でありますか

これは四十万円の増となつて居りますか

指定寄附金の上水道事業からの寄附

金が昨年の百五十万円本年二百万円になり四十万円の増であります

繰越金において五十万円、大体確実な四五十万円は繰越が出るのではなかつたと言ふこと、計上したのであります

雑入金においては五百二十八万六千円の増でありますか

内容は大きなものは国民年金の印紙受払代金これにおいて約四百万円

小口事業資金預託金返還金これは今までも小口事業資金の貸出しをして居りましたか

予算計上かしてございせんでしたけれど整理上収入役の方として云う言ふ方法を取るべきだと言ふことで

今年度から小口事業資金の関係を歳入で

計上し歳出で支出すると言ふようなことの増です)

その他町債で当初予算の町営住宅に對する百五十万が減になる
と言ふことであります。

非常に簡單でありますが歳入についての御説明をいたした訳で
ござります。

一六番(山下幸三) 歳出については その後加当常任委員会に別れて
充分なる審議をいたすものと思ふのでそうした関係で歳出の関
係については各委員会において充分なる御審議をして戴きた
りとかように御提案申上げます。特に先程町長から大綱につき
ましては説明がありましたので、その趣旨にのつとつておそらく
各委員会に於ては説明がなされるのであらうと思ひますので
その上で充分なる審議を致したいと思ひます。

一議長(高橋秀市) 本動議に御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋秀市)

御異議なしと認めます。

つきましては委員会付託の関

係につきまして議運の委員長から報告願ひます。

一七番(大久保一郎)

只今議長から御指名を戴きましたので一般会計

と特別会計の処理の関係であります。本日以降各委員会に
おきまして内容の審議を願ひ、そして三月二十九日の本会議に
おきまして最終決定という順序になつて居りますが、實際に
法律の面から申上げますと付託の関係は議案一委員会という
関係になるので、予算関係は総務と言ふことに法律上は
なりませんが實際、重要なところの予算の審議をするもので
あり各関係委員会で審議することかえつとえふさわしいの
でないかと議運におきましてえさような決定がなされました。
今おで通り法は別としてしまして問題は大きな予算を審議
する関係等々ありますので各関係委員会に付託して
審議したらうとあらうとかように議運では決定しましたので



関係委員会付託をお願いしたいと思ひます

一議長(高橋彦市) おはかり致します、

只今議会運営委員会会長から

御説明のあつた通り各委員会にそれぞれ付託し厳密なる御審議を願ふということに御異議ありませんか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市)

御異議ないようでありますので(さよう)決定いたします

一議長(高橋彦市)

こゝで休憩を致しましてその日取り等を決定願ひます

午後一時五十分休憩

午後二時十五分開議

一議長(高橋彦市)

再会致します

お手許に配布されたプリントによりまして事務局から説明があります

一事務局長(町田信三)

シヤム年度の各予算付託表について説明いたします

総務委員会につきましては一般会計分は歳入全般と議会費、役場費、消防費、教育費、財産費、選挙費、交際費、諸支出金、以上が総務委員会付託分でございます。建設委員会と致しましては土木費と産業経費費、統計調査費であります。

厚生委員会としましては一般と特別の二つがありまして一般会計が社会及労働施設費、保健衛生費、以上で特別会計分は審議してありませんので以上をお願いいたします

一議長(高橋彦市)

只今説明した関係委員会に御付託御異議ご

うございますか

(異議なしの声多数あり)

一議長(高橋彦市)

異議なしと認めさよう決定いたします

一、議長(高橋嘉市) 矢程までに御審議、あるいは各課長等説明を頂戴いたしましたか、これに付きまして町長の方針を戴いた誤ですか、議員各位から予算編成方針に伴いまする御質問をお願い申し上げます。

一、十七番(大久保一郎) 篠崎助役にお伺いいたしますが、年度予算案を提案する場合におきまして自治法ニ三四条に依るところの財産表、その他必要種類の提示をしなければならんと言うところの規定がなされておりますか、私の法律の知識が乏しかえみしれませんが、あるいはそういう関係で必要ないと言われていたかどうか、この関係について助役の説明をお願いいたします。

一、助役(篠崎俊夫) 大久保議員のおつしやる通りでございます。予算には説明書を添付しなければならぬというたつてあります。それはこの附記に細かく書くことによつて御

諒解を得ておるのでございますが、もう一つ財産表を添付して御提出申し上げなければならぬことに相なつております。財産表を御提出申し上げなかつたことは誠に申訳ないと思っております。

今までは財産表を添付して御提出して居りませんので、そのようにしたのですか、三十七年度からは財産表を添付して御提出申し上げます。

一、十八番(渡井明) 三十八年度当初予算に当りまして理事者に質問いたします。

町長が町政をいかに運営するか新しい町づくりをどうするか、言うことがあつたわけですが、それを予算編成にあつて一層はつきりすべきが町長に課せられた責任であると思われるのであります。

三十八年度の当初予算を編成するに当りまして緊急性

の度合、財政の確保、議会との関係と多角の検討を
せられたこと、考えますが、本年の予算は新しい町長と
致しまして、期待しましたところの年間予算では、
あまりにも少く、足りないところがあり、思う
すでに決定いたしました、事業等も財源の見直し困
難かと思ひますが、先程町長の説明の通り、当初
予算に組むことが出来なかつたというような事を申
して居りますが、私に同感でございます。

尚、地方交付税、特別交付税、国庫の支出金、都支出金
等の調査照会等は先程、課長が御説明下さいましたか
算定方法にまちがいはないでしょうか、この点について
御質問致しますと申すことは、昭和二十四年に於て
すでに大きな間違ひを起して居りますので、この点尚
一層の照会調査等行つてもらう必要でございます。

地方交付税に於ては昨年の当初予算より七百万円の増を見
込んでおり、国有施設所在市町村助成金として二百万円の増
都交付金としまして百九十五万円の増を見込んで居りますか
甘くないかという疑念をいだくわけではございませんが、この点
も私から質問致します。

尚特別交付税は通常、当初予算には見込まないのが本数と
私は考えますが、当町では当初予算に見込んでおりまし
て、更に三十五年の当初予算よりも増額を見込んでおる
と云うことは、こういう交付金は毎年度変動があると思わ
れ、算定に於て、あつたという点はないかという点を
お伺い致します。

尚町長は行政上重要なものに何を考へて、行われるかと言
う点を私はお聞きしたい訳であります。

私が見ました本予算に於て、特に解らない点は、